

2017年8月23日

特定非営利活動法人
消費者市民サポートちば 御中

株式会社ティップネス
代表取締役 武信 幸次



お問合せに対するご回答

貴法人より2017年(平成29年)7月21日付け頂戴しました「お問い合わせ」につきまして、以下のとおりご回答申し上げます。

第1 「3月お友達ご紹介キャンペーン」と題する広告について

- 1・(1) 2017年10月末日までの在籍条件は、被紹介者の方に適用される条件となります。
- 1・(2) 被紹介者が2017年10月末日以前にご退会される場合は、2017年3月分はご入会時のプランの日割り料金分、4月分は同プランの1か月分を申し受けております。入会時登録料についてはお支払いの必要はございません。
- 1・(3) 紹介者の方が2017年10月末日以前にご退会した場合でも被紹介者は、入会時登録料、当月及び翌月の月会費のいずれもお支払いの必要はございません。
- 2・(1) 2017年10月末日までの在籍条件は、紹介者の方への適用はございません。
- 2・(2) 紹介者が2017年10月末日以前に退会した場合でも、紹介者は割引分の金銭のお支払いの必要はございません。
- 2・(3) 被紹介者の方が2017年10月末日以前にご退会された場合でも紹介者は、当該割引分のお支払いの必要はございません。

第2 「4月お友達紹介キャンペーン」と題する広告について

- 1 在籍期間の条件は「スタートアップ会員」への申込みに付随するもので、本キャンペーン4月度広告の特典を受けるための在籍期間の条件はございません。
- 2 「スタートアップ会員」は会員種類の1つであり、4月度広告の特典を受けることの有無に関わらず、お客様がご入会時に選択できる会員種類です。
- 3・(1) 「ご入会時にお選びいただいた料金プラン」と「通常会費」は4月度広告の表現において同義です。
- 3・(2) 4月度広告に関わらず、「スタートアップ会員」にお申込みされ、指定の在籍期間内にご退会される場合は、ご入会時にお選びいただいた料金プランと2,980円(税込で3,218円)との差額(当月分は日割計算)を申し受けます。

第3 会則第8条について

- 1 お客様との契約は、毎月25日を締日とする月単位の契約形態となっています。これはお客様に対する翌月の請求額の正確性を期すべく、データ確認と処理の期間が必要であるためです。
- 2 お客様には退会締日について、ご入会時にご説明し、同意書への署名もいただいております。よって原則として25日以降の退会手続きのお客様は翌月末日をもっての退会となります。

第4 その他の事項について

- 1 3月度広告以前のキャンペーンについて
 - 1 (1) 3月度広告以前にもお友達紹介キャンペーンは実施しています。
 - 1 (2) 本年1月、2月も同様のキャンペーンを実施しております。
- 2 苦情の有無および件数について
同様のキャンペーンに関して、トラブルに発展した事例の報告はございません。

以上